狛江市地域防災計画（風水害編）案

令和８年11月２日
庁　議　資　料

狛江市地域防災計画（風水害編）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第２部第２章第８節１防災拠点施設の現状の点検と浸水時における対策(P21) ≪市（総務部・市民部・福祉保健部・子ども家庭部・環境部・教育部）≫ 市は水害対策の要である防災拠点施設が、氾濫、浸水時に機能を果たせるかどうか点検と対策の推進を行う。	第２部第２章第８節１防災拠点施設の現状の点検と浸水時における対策(P21) ≪市（総務部・市民生活部・福祉保健部・子ども家庭部・環境部・教育部）≫ 市は水害対策の要である防災拠点施設が、氾濫、浸水時に機能を果たせるかどうか点検と対策の推進を行う。
第２部第２章第８節４（２）避難体制の整備(P22) ≪市（総務部・市民部・福祉保健部・教育部）≫ ○　地域又は町会・自治会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。 ○　避難情報を発令するいとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。 ○　避難住民の安全を保持するため、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講じるため、その内容及び方法等について、あらかじめ運用要領を定めておく。措置内容はおおむね次のとおりである。 ・情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。 ・傷病者に対し救急医療を施すため、医療救護所及び医師、看護師等を確保する。 ・避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。	第２部第２章第８節４（２）避難体制の整備(P22) ≪市（総務部・市民生活部・福祉保健部・教育部）≫ ○　地域又は町会・自治会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。 ○　避難情報を発令するいとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。 ○　避難住民の安全を保持するため、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講じるため、その内容及び方法等について、あらかじめ運用要領を定めておく。措置内容はおおむね次のとおりである。 ・情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。 ・傷病者に対し救急医療を施すため、医療救護所及び医師、看護師等を確保する。 ・避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。

改正後	改正前
・避難情報が解除となった場合の避難者の帰宅行動又は避難所からの移動を安全かつ円滑に誘導する。 ○　効率的・効果的な避難を実現するため、避難所などの役割、安全な避難方法について、防災訓練の実施や防災ガイドの作成・配布等を行いつつ、都と連携を図りながら市民に周知していく。この際、「東京マイ・タイムライン」を活用したマイ・タイムラインの作成など、風水害が発生する前の準備の大切さについての理解促進を図る。 ○　内閣府策定の避難情報ガイドラインに基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定するなど、避難情報が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう整備する。 ○　都と連携して65歳以上の病弱な一人暮らし等の高齢者や18歳以上の一人暮らし等の重度身体障がい者の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの整備を進める。 ○　平時から、神社・仏閣の境内、近隣の小公園など一時的な退避空間適地の状況・位置について確認する。 ○　災害時において、被災者の他地区への移送等、他の自治体の円滑な協力が得られるよう協定を締結した他の自治体と協力体制の確立を図る。	・避難情報が解除となった場合の避難者の帰宅行動又は避難所からの移動を安全かつ円滑に誘導する。 ○　効率的・効果的な避難を実現するため、避難所などの役割、安全な避難方法について、防災訓練の実施や防災ガイドの作成・配布等を行いつつ、都と連携を図りながら市民に周知していく。この際、「東京マイ・タイムライン」を活用したマイ・タイムラインの作成など、風水害が発生する前の準備の大切さについての理解促進を図る。 ○　内閣府策定の避難情報ガイドラインに基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定するなど、避難情報が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう整備する。 ○　都と連携して65歳以上の病弱な一人暮らし等の高齢者や18歳以上の一人暮らし等の重度身体障がい者の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの整備を進める。 ○　平時から、神社・仏閣の境内、近隣の小公園など一時的な退避空間適地の状況・位置について確認する。 ○　災害時において、被災者の他地区への移送等、他の自治体の円滑な協力が得られるよう協定を締結した他の自治体と協力体制の確立を図る。
第２部第２章第８節５（２）避難所の事前指定 ≪市（総務部・地域文化スポーツ部・福祉保健部・子ども家庭部・環境部・教育部）≫ ○　あらかじめ避難所（福祉避難所含む。）を指定し、住民に周知しておく。 ○　指定した避難所の所在地等を調布警察署、狛江消防署等関係機関に報告するとともに、ＤＩＳへの入力等により都に報告する。 ○　水害時等にも安全な避難所及び避難所までの避難路を指定する。 ○　避難所の指定基準については、次の考え方に基づくものとする。 （災害対策基本法によるもの） 【災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第20条の６関係】	第２部第２章第８節５（２）避難所の事前指定(P24) ≪市（総務部・市民生活部・福祉保健部・子ども家庭部・環境部・教育部）≫ ○　あらかじめ避難所（福祉避難所含む。）を指定し、住民に周知しておく。 ○　指定した避難所の所在地等を調布警察署、狛江消防署等関係機関に報告するとともに、ＤＩＳへの入力等により都に報告する。 ○　水害時等にも安全な避難所及び避難所までの避難路を指定する。 ○　避難所の指定基準については、次の考え方に基づくものとする。 （災害対策基本法によるもの） 【災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第20条の６関係】

改正後	改正前
・被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。 ・速やかに被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有すること。 ・想定される風水害による影響が比較的少ない場所に立地していること。 ・車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。 ・福祉避難所については、バリアフリー化され、また、相談、介助等の支援体制等を有すること。 （災害救助法（昭和22年法律第118号）によるもの） 【災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】 ・風水害等による家屋の倒壊などで現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容するものであること。 ・原則として学校、公民館等既存の建物を利用すること。 （その他） ・避難所に受け入れる被災者数は、おおむね４㎡あたり１人とする。 ○　避難所に指定した建物については、消防用設備等の点検を確実に行う等、安全性を確認・確保するとともに、被災者の性別も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。 ○　自宅や避難所で生活している要配慮者に対し、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。状況に応じ、医療や介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所として指定しておく。 ○　避難所が不足する場合に備え、民間施設等と協定を結ぶなど、避難所の確保に努める。 ○　避難所における貯水槽、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者	・被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。 ・速やかに被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有すること。 ・想定される風水害による影響が比較的少ない場所に立地していること。 ・車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。 ・福祉避難所については、バリアフリー化され、また、相談、介助等の支援体制等を有すること。 （災害救助法（昭和22年法律第118号）によるもの） 【災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】 ・風水害等による家屋の倒壊などで現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容するものであること。 ・原則として学校、公民館等既存の建物を利用すること。 （その他） ・避難所に受け入れる被災者数は、おおむね４㎡あたり１人とする。 ○　避難所に指定した建物については、消防用設備等の点検を確実に行う等、安全性を確認・確保するとともに、被災者の性別も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。 ○　自宅や避難所で生活している要配慮者に対し、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。状況に応じ、医療や介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所として指定しておく。 ○　避難所が不足する場合に備え、民間施設等と協定を結ぶなど、避難所の確保に努める。 ○　避難所における貯水槽、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、

改正前	改正後
乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズにも対応した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等被災者による情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。 ○　市内の市立小中学校等を避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な資機材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。 ○　避難所に指定されていない公共施設等の補完的利用等を実施する。 ○　指定避難所（避難所）については、指定緊急避難場所（災害時集合場所）を兼ねることとする。	乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズにも対応した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等被災者による情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。 ○　市内の市立小中学校等を避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な資機材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。 ○　避難所に指定されていない公共施設等の補完的利用等を実施する。 ○　指定避難所（避難所）については、指定緊急避難場所（災害時集合場所）を兼ねることとする。
第２部第５章第２節２自主防災組織の育成・活性化(P39) ≪市（総務部・地域文化スポーツ部）≫　≪狛江消防署≫ ○　市は、市民への積極的な支援・助言による地域に根ざした自主防災組織の育成を推進する。この際、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の推進に努めるとともに、女性や青年を含めた防災リーダーの育成に留意する。 ○　市は、狛江消防署と連携し、救出救助訓練、初期消火訓練及び応急救護訓練を実施するとともに、リーダー養成講習会の実施、防災講演会の開催等、各種防災訓練の技術指導等を通じて、自主防災組織の活性化に努め、災害時に自ら行動できる人材や周囲をけん引することのできる人材の育成を図る。 ○　市は、自主防災組織を活性化させ、発災時に効果的な活動をするために、資機材の配備や消防水利の確保等環境条件の整備を図るとともに、平時の活動に対して支援を図る。 ○　市は、自主防災組織の組織化と活性化を図るため、パンフレットやマニュアルを作成する等、自主防災組織の活動内容や重要性について、積極的に市民に周知する。	第２部第５章第２節２自主防災組織の育成・活性化(P40) ≪市（総務部・市民生活部）≫　≪狛江消防署≫ ○　市は、市民への積極的な支援・助言による地域に根ざした自主防災組織の育成を推進する。この際、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の推進に努めるとともに、女性や青年を含めた防災リーダーの育成に留意する。 ○　市は、狛江消防署と連携し、救出救助訓練、初期消火訓練及び応急救護訓練を実施するとともに、リーダー養成講習会の実施、防災講演会の開催等、各種防災訓練の技術指導等を通じて、自主防災組織の活性化に努め、災害時に自ら行動できる人材や周囲をけん引することのできる人材の育成を図る。 ○　市は、自主防災組織を活性化させ、発災時に効果的な活動をするために、資機材の配備や消防水利の確保等環境条件の整備を図るとともに、平時の活動に対して支援を図る。 ○　市は、自主防災組織の組織化と活性化を図るため、パンフレットやマニュアルを作成する等、自主防災組織の活動内容や重要性について、積極的に市民に周知する。

改正後	改正前
第２部第５章第４節２地域における防災連携体制の確立 ≪市（総務部・地域文化スポーツ部）≫≪狛江消防署≫≪狛江市消防団≫ 市及び防災機関は、災害から地域ぐるみで地域社会を守っていくことを目的とした次の対策を推進し、地域における防災連携体制の確立に努める。	第２部第５章第４節２地域における防災連携体制の確立(P41) ≪市（総務部・市民生活部）≫≪狛江消防署≫≪狛江市消防団≫ 市及び防災機関は、災害から地域ぐるみで地域社会を守っていくことを目的とした次の対策を推進し、地域における防災連携体制の確立に努める。
第３部第２章第２節被害状況等の報告態勢(P58) ≪市（総務部・市民部・福祉保健部・環境部・都市建設部・教育部）≫ 震災編を準用するが、被害状況等の報告・伝達系統については次のとおりとする。	第３部第２章第２節被害状況等の報告態勢(P58) ≪市（総務部・市民生活部・福祉保健部・環境部・都市建設部・教育部）≫ 震災編を準用するが、被害状況等の報告・伝達系統については次のとおりとする。